

国立大学法人高知大学学長選考等規則

平成 19 年 7 月 25 日
規則 第 29 号

最終改正 令和 5 年 6 月 29 日規則第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）の学長候補者の選考及び学長の解任等について必要な事項を定めるものとする。

(選考機関)

第 2 条 学長候補者の選考は、国立大学法人高知大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）が行う。

(選考の時期)

第 3 条 学長選考・監察会議は、次の各号の一に該当する場合に、学長候補者の選考を行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が解任されたとき。
- (4) 学長が欠員となったとき。

2 学長候補者の選考は原則として、前項第 1 号に該当する場合は、任期満了の 1 か月前までに完了し、同項第 2 号から第 4 号までに該当する場合は、速やかに選考の手続を開始するものとする。

3 学長選考・監察会議は、学長選考の手続きを開始するときは、選考日程その他必要な事項を定め、公示しなければならない。

(選考の基準)

第 4 条 学長候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから学長選考・監察会議が選考する。

2 学長選考・監察会議は、学長候補者を選考するため、あらかじめ基準を定め、公表する。

3 学長選考・監察会議は、前項の基準を変更したときは、当該基準を遅滞なく公表する。

(学長候補者の推薦)

第5条 学長候補者は、次の各号の一に該当する者（推薦の際、学長選考・監察会議委員である者を除く。以下「推薦資格者」という。）20人以上の連署により推薦された者とする。

- (1) 本学の学長、理事
- (2) 国立大学法人高知大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第3条第1項第1号に定める大学教員
- (3) 就業規則第3条第1項第3号に定める事務職員等（ただし、事務職員、技術職員、技能職員及び労務職員にあつては係長相当以上、医療職員にあつては副看護師長相当以上とする。）
- (4) 本学教育学部附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校及び附属幼稚園の副校長、主幹教諭、主事及び副園長
- (5) 国立大学法人高知大学経営協議会規則第2条第1項第3号の委員
- (6) 国立大学法人高知大学教育研究評議会規則第2条の評議員

2 前項の推薦資格者は、推薦締切日の30日前から推薦資格を有する職に引き続き在職している者とする。ただし、推薦締切日の30日前において休職中又は停職中の者は、推薦資格を有しない。

3 推薦資格者が同時に推薦できるのは1人に限るものとし、同時に2人以上を推薦した場合には、そのすべての推薦者から除外する。

（学長選考・監察会議における第1次選考）

第6条 学長選考・監察会議は、第1次学長候補者を定めるため、前条の規定に基づき推薦された者について、立候補の意思を確認の上、第1次選考を行うものとする。

2 選考の方法は、学長選考・監察会議の決定するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、前項までの規定により第1次学長候補者が得られなかった場合は、学長選考・監察会議において協議の上、再度推薦資格者に推薦を求めるなど、第1次学長候補者の選考方法を決定するものとする。

（所信表明）

第7条 学長選考・監察会議は、前条で選考された第1次学長候補者に所信を表明する機会（以下「所信表明の会」という。）を設けるものとする。

2 前項の所信表明の会の方法は、学長選考・監察会議が定める。

（学内意向調査）

第8条 学長選考・監察会議は、候補者に見解・方針を示すよう求める事項の決定や候補者へのヒアリング等の選考手続の参考とするため、大学運営に対する問題意識、候補者への支持、その理由その他の学長選考・監察会議が別に定める事項について、推薦資格者（この場合において、第5条第2項中「推薦締切日」とあるのは「調査開始日」とする。）に対し、意向調査（以下「学内意向調査」という。）を行うものとする。

2 学内意向調査は、選考手続の開始に先立って行う大学運営に対する問題意識についての調査と所信表明の会後に行う候補者や所信等に対する調査の2回行うものとする。

3 学内意向調査の実施期間及び実施方式は、学長選考・監察会議が定め、各調査の調査開始日の15日前までに学内に公表するものとする。

4 学内意向調査は、電子的方式により行う。代理回答は認めない。

5 推薦資格者は、他人に、自身の回答を行わせてはならない。

第9条 削除

第10条 削除

（作業部会）

第11条 学長選考・監察会議に、議長及び学長選考・監察会議委員のうち、学長選考・監察会議において選出された者複数名を構成員とする作業部会を置く。

2 作業部会は、学長選考・監察会議が必要と認める学内関係者へのヒアリングのほか、学内意向調査に関し、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

（1）学内意向調査の実施期間及び実施方式を決定し、学内意向調査の調査開始日の15日前までにグループウェアの教職員用掲示板（学長選考関係掲示板）に公表すること。

（2）意向調査資格者に学内意向調査通知書を送付すること。

（3）意向調査資格者名簿を作成し、グループウェアの教職員用掲示板（学長選考関係掲示板）及び学内の各事業場における筆頭課において供覧し、意向調査資格者を確定すること。

（4）学内意向調査を開始及び終了し、結果を集計すること。

（5）その他学内意向調査の実施に関し、必要な事項

3 作業部会に関し必要な事項は、別に定める。

第12条 削除

（学長選考・監察会議による最終選考）

第13条 学長選考・監察会議は、学内意向調査の結果も参考に第1次学長候補者に対しヒ

アリングを実施の上、学長候補者を選考する。

- 2 前項における最終選考は、合議により行う。ただし、合議により学長候補者を決定することができなかったときは、学長選考・監察会議の議長を除く委員による単記無記名投票を行い、有効投票（投票のうち、記載内容が判定できないもの、氏名のほか他事記載のもの（所属機関、職名、敬称の類は、この限りではない。）及び白票以外の投票をいう。以下次項において同じ。）の過半数を得た者を学長候補者として決定する。この場合において、過半数を得た者がいないときは、得票多数の者上位2人（末位の者と得票同数の者があるときは、議長が決する。）について、再度、学長選考・監察会議の議長を除く委員による単記無記名投票を行い、過半数を得た者を学長候補者として決定する。
- 3 前項の再度の投票で得票同数のときは、議長の決するところにより学長候補者として決定する。
- 4 学長選考・監察会議は、学長候補者の選考を終了した場合には、速やかに学長又はその代理者及び学長候補者に報告し、学長候補者の選考結果その他、文部科学省令で定める事項を公表する。
- 5 学長候補者がやむを得ない事情により学長となることを辞退したとき、又は就任することができなくなったときには、辞退等した者を除く第1次学長候補者について、第1項から第3項までの規定による最終選考を再度行うものとする。
- 6 前項までの規定により学長候補者を得られなかったときは、改めて選考（以下この条において「再選考」という。）を行うものとする。
- 7 前項の再選考に関し必要な事項は、その都度学長選考・監察会議が定める。

（学長の任期及び評価）

第14条 学長の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き6年を超えて在任することはできない。

- 2 学長選考・監察会議は、学長の任期中の業績について、評価を行うものとする。
- 3 前項の評価の実施に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が別に定める。

（学長の解任の申出等）

第15条 学長選考・監察会議は、学長が次の各号のいずれかに該当するとき、その他学長たるに適しないと認めるときは、文部科学大臣に対して、学長の解任を申し出ることができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反があるとき。
 - (3) 職務の執行が適当でないため業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適当でないとき。
 - (4) 国立大学法人法（平成 15 年法律 112 号）第 16 条の欠格条項に該当したとき。
- 2 学長選考・監察会議は、監事から国立大学法人高知大学組織規則第 4 条第 8 項の規定による報告を受けたとき、又は学長が前項第 1 号から第 3 号までに該当するおそれがあると認めるときは、学長に対し、職務の執行の状況について報告を求めることができる。
- （解任の審査手続）

第 16 条 学長選考・監察会議は、次のいずれかに該当する場合には、学長の解任審査を行う。

- (1) 委員の 4 人以上の連署による解任請求があったとき。
 - (2) 経営協議会から解任請求があったとき。
 - (3) 教育研究評議会から解任請求があったとき。
 - (4) 第 5 条第 1 項各号に規定する推薦資格者の 200 人以上の連署による解任請求があったとき。
- 2 学長選考・監察会議議長は、前項に基づく解任請求があった場合には、速やかに学長選考・監察会議を招集し、解任の審査を行うものとする。
- 3 学長選考・監察会議は、解任請求があった事実及びその解任請求の理由について、速やかに学内外に公表しなければならない。

第 17 条 学長選考・監察会議は、解任請求を行った者から、その理由について聴取することができる。

- 2 学長選考・監察会議は、前条第 3 項の解任請求に対する学長の意見を述べる機会を設けなければならない。ただし、意見陳述は、書面にて提出することもできる。
 - 3 学長選考・監察会議は、委員の 3 分の 2 以上の出席があった場合に解任の審査を行うこととし、出席した委員の 3 分の 2 以上の同意があった場合に解任を決議できるものとする。
- （解任の決定）

第 18 条 学長選考・監察会議は、学長の解任を決議した場合には、直ちに学長に辞任を勧告するとともに、速やかに文部科学大臣に申出を行い、学内外にも公表しなければならない。

ない。

(その他)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学長選考・
監察会議が別に定める。

2 この規則の解釈及び運用について疑義が生じた場合は、学長選考・監察会議が決定す
る。

3 この規則の改正は、学長選考・監察会議において行い、委員の 3 分の 2 以上が出席し、
かつ、出席した委員の過半数の同意を必要とする。

附 則

1 この規則は、平成 19 年 7 月 25 日から施行する。

2 第 13 条の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 10 月 19 日規則第 31 号)

この規則は、平成 23 年 10 月 19 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 25 日規則第 118 号)

この規則は、平成 26 年 3 月 25 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 1 月 26 日規則第 38 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 6 月 22 日規則第 12 号)

この規則は、平成 27 年 6 月 22 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 1 月 27 日規則第 54 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 17 日規則第 131 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 6 月 29 日規則第 24 号)

この規則は、令和 5 年 6 月 29 日から施行する。